

難民認定申請者の生活状況をめぐる制度の改善に関する意見書

2009年(平成21年)6月18日

日本弁護士連合会

当連合会は、2006年(平成18年)10月17日、「新しい難民認定手続に関する意見書」において、難民認定制度や難民認定手続の運用等に関する意見を述べてきたところであるが、最近の難民認定申請者数の急増に伴い、難民認定手続に要する期間が長期化し、難民認定申請者が困窮した生活を余儀なくされている等の状況が見られることに鑑み、これらの者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、関係各機関に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 難民認定申請中または難民関係訴訟の係属中の者（以下併せて「難民認定申請者等」という。）が自らの生活に要する費用を自弁することを可能にするため、法務省入国管理局において、少なくとも申請時から6か月間が経過した以降は、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）49条3項及び48条2項4号又は同56条の2第3項3号に定める就労の禁止の条件を付さないようにするとともに、国会において、これらの者が就労することができることを法律で明示的に定めるべきである。
- 2 難民認定申請者等が健康で文化的な最低限度の生活を維持することを保障するため、厚生労働省において、国民健康保険法施行規則1条1号を改正するとともに、これらの者が生活保護法の準用の対象となることを自治体に指示連絡することにより、国民健康保険や生活保護といった行政サービスが受けられるようすべきである。
- 3 多くの難民認定申請者等について、就労が制限され、国民健康保険や生活保護といった行政サービスからも除外されている現状のもとでは、保護費支給制度がこれらの者にとって必要不可欠な唯一の生活援護のための手段となっている。そのような状況に鑑み、政府において、保護費の支給が継続的かつ安定的並びに公平かつ平等に実施されるよう十分な予算措置を緊急に講ずるべきである。

また、難民認定手続等の長期化の傾向をふまえ、原則的な支給期間を延長するとともに、難民関係訴訟の係属中の者についても支給の対象とする一方、これら

の者が健康で文化的な最低限度の生活を維持することを保障するため、支給される保護費の基準を少なくとも生活保護基準と同等のものとすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

法務省入国管理局が2009年（平成21年）1月30日に発表した「平成20年における難民認定者数等について」によれば、2008年（平成20年）に日本において難民認定申請を行った者は前年に比べ783人増加し、過去最高の1,599人となった。1998年（平成10年）の日本における難民認定申請者が133人であったことからすれば、この10年間で10倍以上になっており、著しい増加の傾向が見られるに至っている。

このような難民認定申請の急増に伴い、難民認定申請から第一次審査に関する処分までの平均の審査機関は約472日、異議申立てがされた場合の難民認定申請から異議申立てに対する決定までの平均の審査期間は約766日となるなど長期化する傾向にあり（2009年（平成21年）3月17日の参議院法務委員会における政府参考人の答弁）、また、難民関係訴訟についても、依然として長期間係属している傾向にある。しかし、これらの難民認定申請者等の多くは、就労が制限されているのみならず、国民健康保険や生活保護等といった行政サービスの対象からも除外され、困窮した生活を余儀なくされている状況にある。

このような状況のもと、2008年（平成20年）12月5日付け共同通信記事によれば、難民認定申請者の急増及びこれに伴う難民認定手続の長期化を受け、難民認定申請者に対する保護措置（保護費支給制度）のための予算が不足し、保護費の支給が一時的に停止されるという事態が発生するに至った。その後、2009年（平成21年）3月17日の参議院法務委員会における政府参考人の答弁によれば、2009年度（平成21年度）も、難民認定申請者の増加により、予算が不足することが予想されることから、優先度の高い順に支給をしていくことも場合によっては考えなければならないとされていた。しかるところ、2009年（平成21年）5月30日付け共同通信記事によれば、同年4月以後、重篤な病気の者、子ども及び合法的に滞在し就労許可のない者に優先して支給されており、その結果、約150人の難民認定申請者が不支給となっているとされている。

当連合会は、「新しい難民認定手続に対する意見書」（2006年（平成18年）10月17日）において、難民認定制度や難民認定手続の運用等に関する意見を述べてきたところであるが、このような難民認定申請者等の状況に鑑み、これらの者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、その生活状況をめぐる制度の改

善に関する意見を述べることにした。

2 難民認定申請者等の生活状況をめぐる制度の問題点とその改善策について

(1) 難民認定申請者等の健康で文化的な最低限度の生活を保障する施策を緊急に実施する必要性について

行政管理庁行政監察局が 1982 年（昭和 57 年）7 月に公表した「難民行政監察結果報告書」は、「（勧告）第 2 改善方策」の「2 個別難民についての対策」において、「難民条約の発効を契機に、個別難民に対する援護対策における体制の整備が期待されていたが、難民認定を受けた者に対して社会保障関係法を適用するための国内法の規定を整備したにとどまり、日本に庇護を求めてきた外国人が難民として認定されるまで又は第三国に出国するまでの間、衣食住（特に住居）に欠け、保護を要する場合について、生活援護を行うための体制は整備されておらず、また、予算措置も講じられていない」として、難民認定申請者の生活援護を行うための制度の不備をすでに指摘していた。

この勧告を受け、政府は、外務省において、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「難民事業本部」という。）に委託し、難民認定申請者に対する保護措置（保護費支給制度）を実施してきているが、前記のとおり、これらの者の健康で文化的な生活を保障するには至っていない。

しかし、そもそも、健康で文化的な生活を営む生存権を保障する憲法 25 条、個人の尊厳原理に立脚し、幸福追求権について最大の尊重を求めていた憲法 13 条、そして、すべての人の「適切な生活水準の権利」の実現を求める社会権規約 11 条に照らせば、本来、国及び地方自治体には、すべての人の尊厳に値する生存を実現する責務があるものである。

この点は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）執行委員会結論第 93 号においても、「難民申請者は、援助を必要とするときは、政府及び非政府団体にアクセスし、プライバシーが尊重されながら、食料、衣服、住居、医療を含む基本的ニーズが満たされるべき」であるとされている。

しかるところ、国連人種差別撤廃委員会は、2001 年（平成 13 年）3 月 20 日、日本政府報告書に対する最終所見 19 項において、「懸念事項及び勧告」として、「すべての庇護申請者がとくに、十分な生活水準及び医療についての権利を有するよう確保することを締約国に勧告する」旨の勧告を行った。

さらに、国連自由権規約委員会は、2008 年（平成 20 年）10 月 31 日、第 5 回日本政府報告書に対する総括所見 25 項において、「申請数との関連で難民認定の割合が低い今までであること、難民申請者がその間就労を禁じられ、かつ、

限られた社会的扶助しか受けられないにもかかわらず、難民申請の手続にしばしばかなりの遅延があることに、懸念を持って留意する」とした上、「全ての難民申請者に対し、手続の全期間にわたる適当な国庫による社会保障あるいは雇用へのアクセスを確保すべきである」旨の勧告を行うに至った。

このような事態に鑑みれば、政府及び国会が、難民認定申請者等の健康で文化的な最低限度の生活を保障する施策を実施する必要性があることはもはや言うまでもなく明らかであり、かつ、これらの施策は緊急に実施することが要請されている。

(2) 難民認定申請者等の就労、国民健康保険・生活保護等の行政サービス、保護費支給制度をめぐる制度の問題点とその改善策について

以上をふまえ、難民認定申請者の生活状況をめぐる制度に関し、就労、国民健康保険・生活保護等の行政サービス、保護費支給制度のそれぞれについて、その現状と問題点を検討した上、制度の改善策を述べる。

難民認定申請者等の就労をめぐる制度の問題点とその改善策について

ア 制度の現状

現在の入管実務においては、難民認定申請者の就労に関し、難民認定申請の時点における在留資格の有無によって、その可否が異なっている。その概要は、以下のとおりである。

まず、難民認定申請時に在留資格「短期滞在」を有していた者については、異議申立手続の結果が告知されるまで在留資格「特定活動」への変更及び更新が許可され、申請時から 6 か月間を経過した以降は就労が許可される運用となっている。

他方、難民認定申請時に在留資格を有しない者については、一定の要件を充たす場合は仮滞在許可が付与されることとされている。もっとも、2008 年（平成 20 年）に仮滞在許可の可否が判断された 656 人のうち、許可があった者は 57 人にすぎず、599 人が不許可とされている。そして、仮滞在許可が付与されなかった者については、退去強制手続が開始されるものの、多くの場合に仮放免許可が付与されているのが現状である。

しかし、仮に仮滞在許可を受けたとしても、入管法施行規則 56 条の 2 第 3 項 3 号により、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止」という条件を必要的に付すこととされており、就労が禁止されている状況にある。

また、仮放免許可については、入管法施行規則 49 条 3 項及び同規則 48 条 2 項 4 号により、「職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止」

という就労禁止条件が付されることがあるものの、多くの場合にはこのような条件は付されていないが、不法滞在者 5 年半減計画を受けた摘発の強化や、新しい外国人就労状況報告制度の施行等の影響により、仮放免許可者が就労することは事実上困難となっている。

イ 制度の問題点

当連合会は、前記「新しい難民認定手続に関する意見書」において、保護費支給制度がこれらの者の健康で文化的な生活を保障するものとはなっていない現状のもと、仮滞在許可者に必要な就労禁止条件を付す運用には著しい問題があるとして、仮滞在許可を受けたすべての者に対し、適切な保護措置を講じるものとするか、又は、一定の条件の下での就労なし報酬が得られる活動を認めるべきであると述べた。

しかし、前記のとおり、難民認定手続の長期化による難民認定申請者の困窮を受け、保護費支給制度のための予算が不足し、保護費の支給が一部停止されるという事態が発生し、その後、保護費の支給に優先度が付されている現状に鑑みれば、自らの生活に要する費用を自弁することを認めるべきであり、少なくとも申請時から 6 か月間が経過した以降は、これらの者の就労を許可すべきである。

この点、2003 年（平成 15 年）6 月に策定された庇護申請者の処遇に関する最低基準を定める EC 指令 11 条（雇用）においては、一次の決定が申請から 1 年以内に行われず、この遅滞が申請者の責めに帰すことができない場合には、締約国は、当該申請者の労働市場へのアクセス許可の条件を決定しなければならないとされていたところ、欧州委員会は、2008 年（平成 20 年）3 月 12 日、欧州議会及び欧州理事会に対し、上記の期間を 6 か月以内とする改正の提案を行った。

このことは、仮放免許可において就労禁止条件が付された場合も同様であり、また、仮放免許可者の就労が事実上困難となってきていることからすれば、仮滞在許可者と同様に、仮放免許可者についても、少なくとも申請時から 6 か月間が経過した以降は、就労を許可すべきである。

ウ 制度の改善策

以上のとおりであるから、難民認定申請者等が自らの生活に要する費用を自弁することを可能にすべきであり、法務省入国管理局において、少なくとも申請時から 6 か月間が経過した以降は、入管法施行規則 49 条 3 項及び 48 条 2 項 4 号、同 56 条の 2 第 3 項 3 号に定める職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止の条件を付さないようにするとともに、国会

において、これらの者が就労を行うことができることを法律で明示的に定めるべきである。

難民認定申請者等に対する行政サービスをめぐる制度の現状と問題点

次に、以下においては、難民認定申請者等に対する行政サービスをめぐる制度に関し、国民健康保険及び生活保護について、その現状と問題点を検討した上、制度の改善策を述べる。

ア 国民健康保険

(ア) 制度の現状

国民健康保険法によれば、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という）の区域内に住所を有する者は、健康保険の被保険者等の適用除外事由に該当する者を除き、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とされている（同法 5 条、6 条）。

しかし、外国人に対する国民健康保険の適用については、厚生省保険局国民健康保険課長通知（平成 4 年 3 月 31 日保険発第 41 号）により、

外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、入管法 2 条の 2 の規定により決定された入国当初の在留期間が 1 年以上である者、

入管法 2 条の 2 の規定により決定された入国当初の在留期間が 1 年未満であっても、外国人登録法に基づく登録を行っており、入国時において、日本への入国目的、入国後の生活実態等を勘案し、1 年以上日本に滞在すると認められる者等と限定されていた。

その後、最高裁判所平成 16 年 1 月 15 日判決（民集 58 巻 1 号 226 頁）は、在留資格を有しない外国人に対する国民健康保険の適用に関し、在留資格を有しない外国人が同法 5 条所定の「住所を有する者」に該当するというためには、少なくとも、当該外国人が、当該市町村を居住地とする外国人登録をして、入管法 50 条所定の在留特別許可を求めており、入国の経緯、入国時の在留資格の有無及び在留期間、その後における在留資格の更新又は変更の経緯、配偶者や子の有無及びその国籍等を含む家族に関する事情、日本における滞在期間、生活状況等に照らし、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められることが必要であるとし、在留資格を有しない外国人であっても、一定の場合は国民健康保険の適用の対象となると判示した。

もっとも、上記の最高裁判決は、一方で、社会保障制度を外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連帯と相互扶助の理念から、その

対象者を国内に適法な居住関係を有する者に限定することに合理的な理由があるとして，施行規則又は各市町村の条例において，在留資格を有しない外国人を適用除外者として規定することが許されるとしていた。

しかるところ，厚生労働省は，2004年(平成16年)6月8日改正後の国民健康保険法施行規則1条1号において，日本国籍を有しない者であって，在留資格を有しない者又は在留資格をもって本邦に在留する者で1年未満の在留期間を決定されたものについては，同法の適用除外とした。

(イ) 制度の問題点

このように，国民健康保険法施行規則1条1号は，在留資格を有しない者又は在留資格をもって本邦に在留する者で1年未満の在留期間を決定されたものについては，同法の適用除外としているところ，難民認定申請者等であったとしても，在留資格を有していない者については，国民健康保険の適用を受けられることになる。

しかし，前記のとおり，難民認定申請者等の多くが就労を制限され，困窮した生活を余儀なくされていることに鑑みれば，このような解釈は，難民認定申請者等の医療を受ける機会を事実上奪うことになりかねないものであり，社会権規約12条(身体及び精神の健康を享受する権利)，2条2項(差別の禁止)，自由権規約26条(差別の禁止)の各条項にも違反する疑いがあるものと言わざるを得ない。

この点，前記の庇護申請者の処遇に関する最低基準を定めるEC指令15条(医療)1項においても，「締約国は，申請者が少なくとも緊急措置及び不可欠の治療を含む必要な医療を受けることを確保しなければならない」とされていたところ，欧州委員会は，前記の提案において，上記の治療に精神的な障がいを含めるべきであるとしている。

当連合会も，第47回人権擁護大会(2004年(平成16年)10月8日)における「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」において，医療・年金・生活保護その他社会保障制度全般について，外国人に対しても可能な限り日本人と同様の保障を及ぼすべきことを述べているところである。

(ウ) 制度の改善策

よって，難民認定申請者等が健康で文化的な最低限度の生活を維持することを保障するため，厚生労働省において，国民健康保険法施行規則

1条1号を改正することにより、これらの者が国民健康保険の適用を受けられるようにすべきである。

イ 生活保護

(ア) 制度の現状

生活保護法は、「この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とし（同法1条）、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」（同法2条）と規定している。

このように、生活保護法においては、同法1条、2条の文言上、その適用の対象が国民に限定されているかのように解し得ることから、外国人に対する適用の可否が問題となるが、昭和29年5月8日社発382号（なお、昭和57年1月4日社発2号により一部改正）厚生省社会局長通知により、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと」とされ、その準用が認められてきた。

そのため、1981年（昭和56年）に日本が難民条約を批准したのを受け、国民年金法等においては国籍要件が撤廃されたが、生活保護法については、従来から準用という形式で外国人にも適用されていたとして、改正はなされていなかった。

しかるところ、当時の厚生省は、1990年（平成2年）、生活保護法を準用する外国人は、入管法別表第2に掲げる在留資格を有する外国人、すなわち、在留資格「永住者」・「定住者」・「日本人の配偶者」等に限る旨口頭で指示し（以下「口頭指示」という。）、これにより、仮に生活に困窮していたとしても、在留資格を有しない者のみならず、在留資格「短期滞在」・「留学」等の入管法別表第1に掲げる在留資格を有する外国人も、同法の準用の対象から除外されることになったのである。

(イ) 制度の問題点

このように、口頭指示により、入管法別表第2に掲げる在留資格を有しない外国人については、同法の準用の対象から除外されているところ、難民認定申請者等は、前記のとおり、その多くが就労を制限され、困窮した生活を余儀なくされているにもかかわらず、そのほとんどが生活保護の適用又は準用を受けられることになる。

しかし、前記のとおり、健康で文化的な生活を営む生存権を保障する憲法 25 条、個人の尊厳原理に立脚し、幸福追求権について最大の尊重を求めている憲法 13 条、そして、すべての人の「適切な生活水準の権利」の実現を求める経済的、社会的規約 11 条に照らせば、本来、国及び地方自治体には、すべての人の尊厳に値する生存を実現する責務がある。

この点、EU の庇護申請者の待遇に関する最低基準第 13 条（最低限の待遇条件）第 2 項においても、「申請者の健康のために適切であり、その生存の確保に可能な生活水準を確保するための最低限の受け入れ条件について規定しなければならない」とされている。

当連合会も、第 49 回人権擁護大会（2006 年（平成 18 年）10 月 6 日）における「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」において、生活保護制度について、外国人を含むすべての人を生存権享有主体として明記することなどを内容とする法改正の提言を行った。

（ウ）制度の改善策

よって、難民認定申請者等が健康で文化的な最低限度の生活を維持することを保障するため、厚生労働省において、これらの者が生活保護法の準用の対象となることを自治体に指示連絡することにより、生活保護を受けられるようにすべきである。

難民認定申請者に対する保護費支給制度の現状と問題点

ア 制度の現状

前記のとおり、政府は、1982 年（昭和 57 年）7 月の難民行政監察を受け、外務省において、難民事業本部に委託し、難民認定申請者に対する保護措置（保護費支給制度）を実施しており、生活費（一定額）、住居費（一定限度での家賃補助等）その他の保護費の支給、難民、緊急宿泊施設の提供を行っている。

当連合会が 2008 年（平成 20 年）4 月及び同年 6 月に、難民事業本部に対して行った難民認定申請者に対する保護費の支給状況等についての照会結果は、別紙「財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に対する照会結果」（以下「照会結果」という。）のとおりである。

もっとも、前記のとおり、2008 年（平成 20 年）12 月 5 日付け共同通信記事によれば、難民認定申請者の急増及びこれに伴う難民認定手続の長期化を受け、難民認定申請者に対する保護措置（保護費支給制度）のための予算が不足し、保護費の支給が一部停止されるという事態が発生するに至

っている。

その後、保護費の支給は再開されたものの、2009年（平成21年）3月17日の参議院法務委員会における政府参考人の答弁によれば、2009年度（平成21年度）も、難民認定申請者の増加により、予算が不足することが予想されることから、優先度の高い順に支給をしていくことも場合によっては考えなければならないとされていた。

しかるところ、2009年（平成21年）5月30日付け共同通信記事によれば、同年4月以後、重篤な病気の者、子ども及び合法的に滞在し就労許可のない者に優先して支給されており、その結果、約150人の難民認定申請者が不支給となっているとされている。

イ 制度の問題点及び改善策

（ア）予算措置

a 前記のとおり、難民認定申請者の多くは、就労が制限されているのみならず、国民健康保険や生活保護等といった行政サービスの対象からも除外され、困窮した生活を余儀なくされている状況にあるところ、現状では、保護費支給制度が多くの難民認定申請者にとって必要不可欠な唯一の生活援護のための手段となっている。

このような状況にもかかわらず、難民認定申請者の増加による予算の不足を理由として保護費が優先度の高い順に支給をすれば、困窮した生活を送っているにもかかわらず、多くの難民認定申請者が保護費の支給を受けられなくなることが容易に予想されるところであり、現にすでに多くの難民認定申請者が不支給となっていることが報道されている。

このような保護費の支給要件の変更は、難民認定申請者の生活援護にとって後退的な結果をもたらすものと言わざるを得ないところ、困窮した生活を余儀なくされている難民認定申請者にとって、健康で文化的な最低限度の生活の保障という基本的権利を積極的に脅かすことになる。

この点、社会権規約委員会一般的意見第3も、「いかなる後退的な措置が意図的に取られた場合にも、規約上の権利全体に照らして及び利用可能な最大限の資源の利用という文脈においてそれを十分に正当化することが要求される」とした上、「委員会は、最低でも、各権利の最低限の不可欠なレベルの充足を確保することは、各締約国に課された最低限の中核的義務であるという見解である。したがって、例え

ば，相当数の個人が不可欠な食料，不可欠な基本的健康保護，基本的な住居又は最も基本的な形態の教育を剥奪されている締約国は，規約上の義務の履行を怠っているという推定を受ける」としている。

このような事態は，1982年(昭和57年)7月の難民行政監察による勧告に反する結果となるのみならず，難民の可能性のある難民認定申請者に対する唯一の生活援護の手段を講じることができていないという意味において 難民条約により難民を保護する責務を有する日本が，国際的な責任を十分に果たしてないということにもなる。

b よって，前記の現状のもとでは，保護費支給制度が多くの難民認定申請者にとって必要不可欠な唯一の生活援護のための手段となっていることに鑑み，政府において，保護費の支給が継続的かつ安定的並びに公平かつ平等に実施されるよう十分な予算措置を緊急に講ずるべきである。

(1) 支給期間

a 他方，保護費支給制度においては，照会結果2項のとおり，保護費の支給期間の基本は4か月とされており，延長が認められることがあるものの，2006年度(平成18年度)の平均期間は9.3か月間となっている。

しかし，前記のとおり，難民認定申請から第一次審査に関する処分までの平均の審査機関は約472日，異議申立てがされた場合の難民認定申請から異議申立てに対する決定までの平均の審査期間は約766日となるなど長期化する傾向にあることからすれば，4か月という基本の支給期間は短すぎるものと言わざるを得ない。

さらに，難民関係訴訟についても，依然として長期化する傾向にあるところ，難民関係訴訟の係属中は保護費の支給を受けられないのが現状である。

b 以上のとおりであるから，保護費支給制度においては，難民認定手続等の長期化の傾向をふまえ，原則的な支給期間を延長するとともに，難民関係訴訟の係属中の者についても支給の対象とすべきである。

(ウ) 支給される保護費の基準

a 支給される保護費の基準について，保護費支給制度は，照会結果4項のとおり，生活費について，大人12歳以上1人につき日額1,500円(月額45,000円)，子供12歳未満1人につき日額750円(月額22,500円)となっている。

また，住居手当については，単身者の月額が40,000円，2人目については10,000円を加算，3人目以降については5,000円が加算される一方，一世帯の月額限度額は60,000円とされている。

これに対し，生活保護基準（第64次改訂生活保護基準額表1級地1（東京都特別区内在住）・30歳単身）では，生活費が83,700円，住宅扶助が53,700円以内とされている。

このように，生活費及び住居手当のいずれについても，現行の保護費支給制度で支給される保護費の基準は，生活保護基準を下回っているものであって，健康で文化的な最低限度の生活を保障するには至っていないと言わざるを得ない。

b よって，難民認定申請者等の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため，保護費支給制度において支給される保護費の基準は，少なくとも生活保護基準と同等のものとすべきである。

3 結論

以上のとおり，当連合会は，難民認定申請者等が健康で文化的な最低限度の生活を維持すること保障すべく，これらの者の生活状況をめぐる制度を改善するため，意見の趣旨のとおり，意見を述べるものである。

(別紙)

財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部に対する照会結果

1 保護費件数等

- (1) 申込件数 145 件(平成 18 年度)
- (2) 決定件数 143 件(平成 18 年度)

2 保護費の支給期間等

- (1) 基 本 4 か月間
- (2) 平均期間 9.3 か月間(前記 1(2)記載の 143 件)
- (3) 延長件数 72 件(平成 18 年度)・75 件(平成 19 年度)(いずれも延べ件数)

3 国別統計等

- (1) 国 種 27 か国(受給者の多い国籍順にミャンマー、トルコ、スリランカ)
- (2) 在留資格 在留資格の有無・在留形態(仮放免・仮滞在許可の有無)は支給要件に入っていない。受給者のほとんどが、在留資格「短期滞在」・「特定活動」、仮放免・仮滞在許可。

4 保護費の支給要件等

(1) 支給要件

2008 年度(平成 20 年度)までの保護費の支給要件等においては、保護対象者は、以下の要件に該当するため、生活が困窮していると認められる者とされる一方、b 以外のすべてに該当する者で稼働等による収入が算定基準の全額に達しない場合は、事情を考慮して対象とする場合があるとされていた。

しかし、2009 年(平成 21 年)5 月 30 日付け共同通信記事によれば、予算が不足し、保護費の支給が一時的に停止されるという事態が発生したことを契機として、同年 4 月以後、重篤な病気の者、子ども及び合法的に滞在し就労許可のない者に優先して支給されている。

a 現金・預金その他の資産見積額の合計が、RHQ が支給している生活費・住居手当の基準額(算定基準額)の合計に満たないこと

(a) 生活費

大人 12 歳以上 1 人につき 日額 1,500 円

子供 12 歳未満 1 人につき 日額 750 円

(b) 住居手当

一世帯の月額限度額 60,000 円

単身者の月額 40,000 円

2人目については 10,000 円を加算

3人目以降については 5,000 円を加算

- b 稼働していないこと（日雇い又は非常勤のアルバイトによる収入が算定基準額の合計の半額以下の場合も含む）
- c 傷病，乳幼児の同伴等稼働できない事情があること又は求職の努力をしているが，安定した就職先を見出せないでいること
- d 本人を扶養すべき，かつ，その能力を有する在日又は在外の親族等を有していないこと
 - (a) 原則 二親等までの在日又は在外の親族を対象
 - (b) 例外 必要に応じ，その他の親族，知人等の支援を得られる可能性の有無を確認
- e その他保護措置を実施することが不適当と認められる事情がないこと

(2) 支給方法

- a 生活費 当該月の生活費を先払い
- b 住居手当
 - (a) 原則 当該月の領収書に基づき後払い
 - (b) 例外 先払いと支給した住居手当が家賃に充当されていることが確認できる資料として領収書等の提出があった場合
- c 医療費
 - (a) 原則 領収書に基づき後日実費精算
 - (b) 例外 緊急の場合に職員が申請者に同行して支払う，高額の場合に医療機関へ直接後払いする取扱いもある

5 保護費の支給総額

- (1) 生活費 約 4,000 万円（平成 18 年度）
- (2) 住居手当 約 1,900 万円（平成 18 年度）
- (3) 医療費 約 800 万円（平成 18 年度）

6 難民認定申請者緊急宿泊施設

- (1) 定 員 特にないが，予算・ニーズを考慮して部屋を増減して運用
- (2) 入居要件 保護対象者のうち自力で住居を確保することが困難な者
- (3) 入居住件数 年間約 30 名

7 生活上のアドバイス

インドシナ難民，条約難民，難民認定申請者等の相談対応回数は 22,467 回（平成 18 年度）